

附属書[6] 操作等の基準

- 1 機関の周辺には、機関の操作、点検、整備及び開放のため必要な空間が設けられていること。
- 2 その一部が故障した場合に船舶の航行及び操船が可能な速力が得られない主機、動力伝達装置及び推進軸系は、十分な信頼性を有するものであること。
- 3 附属書[4]「構造等の基準」2(2)(viii)の規定により承認された高速機関には、積算回転計又は回転時間計が備え付けられていること。
- 4 ディーゼル機関のクランクピンボルトは、伸びの値が設計基準値以下であり、かつ、その使用時間は、想定耐用時間以下であること。
- 5 ボイラ又は圧力容器であってドレンが溜まりやすいもの又は内部腐食が起こりやすいものには、検査及び掃除を十分に行うことができるように、マンホール、どろ穴又はのぞき穴が設けられていること。この場合において、マンホール、どろ穴及びのぞき穴の大きさについては、表 1 によること。ただし、大きさの関係でこれらを設けることができないものについては、検査又は保守を行うのに便利な位置に 2 個以上ののぞき穴を設けることとして差し支えない。
なお、空気タンクの開口については、表 2 に掲げるところによることとして差し支えない。

表 1 マンホール、どろ穴及びのぞき穴の大きさの標準

穴の種類	大きさの標準
楕円形マンホール	長径 400mm×短径 300mm
円形マンホール	直径 400mm
楕円形どろ穴	長径 100mm×短径 75mm
円形どろ穴	直径 100mm
のぞき穴	直径 50mm

備考

1. 胴板に設ける楕円形マンホールは、短径を胴の長さ方向と平行とする。
2. 空気タンクのヘッダ取付け穴を除く。

表 2 マンホール、どろ穴及びのぞき穴の所要数

胴の内径	種類及び所要数
400mm を超え 600mm 以下のもの	のぞき穴×1 個
600mm を超え 750mm 以下のもの	どろ穴×1 個
750mm を超えるもの	マンホール×1 個

- 6 機関区域にある燃料油装置及び潤滑油装置は、容易に点検及び修理ができるよう明るく見やすい位置に設けられていること。また、機関室内にある燃料油管装置の弁又はコックは、機関室床板上から操作できるよう措置されていること。